

京都市告示第157号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成25年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

平成25年 6月 3日

京都市長 門川大作

1 事業計画が告示された日

平成25年5月14日（京都府告示第261号）

2 調査を実施する者の名称

京都市

3 調査地域

上京区主税町，聚楽町，四町目，小山町の一部，中務町の一部，西院町の一部，南伊勢屋町の一部，左馬松町の一部及び北伊勢屋町の一部

4 調査期間

平成25年6月3日から平成26年3月31日まで

（行財政局財政部財産活用促進課）